

宇部市こどもと大人の発達相談センター運営事業実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は、宇部市内に在住の発達障害等がある人又はその疑いのある人、若しくはその家族等（以下「対象者」という。）に対する総合相談窓口を提供し、対象者からの相談内容に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、医療・保健・福祉・教育等の関係機関（以下、「関係機関」という。）と連携・調整しながら、切れ目のない支援につなぐ「宇部市こどもと大人の発達相談センター」の運営（以下「運営事業」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体及び実施場所)

第2条 運営事業の実施主体は、宇部市（以下「市」という。）とする。ただし、センターの運営は、市長が選定した法人等（以下「受託者」という。）に委託して行う。

2 前項の受託者の選定及び委託契約に関し必要な事項は、市長が別に定める。

3 実施場所については、市が指定した場所とする。

(センターの名称)

第3条 センターの名称は、宇部市こどもと大人の発達相談センター（以下「センター」という。）とする。

2 市は、必要に応じてセンターの通称を定めることができる。

(開設日等)

第4条 運営事業の開設日は1週間につき5日以上とする。

2 開設日、開設時間、及び職員の勤務時間は、運営事業を円滑に実施できるよう、市と受託者で協議の上決定する。

(事業内容)

第5条 運営事業の内容は、次の各号に掲げる業務とし、対象者に対して切れ目のない支援となるよう関係機関や地域と連携する。

- (1) 発達障害児（者）及び家族等に対する相談支援及び発達支援
- (2) 幼稚園・保育園（以下、「園」という。）への訪問、連携支援及びネットワーク構築
- (3) 発達障害児（者）の支援者の支援及び支援力向上
- (4) 発達障害に係る理解促進及び啓発
- (5) その他市長が必要と認める業務

(配置職員等)

第6条 受託者は、運営事業の実施にあたり統括管理者及び次の各号に掲げる職員を配置する。

(1) コーディネーター及び相談員

　　公認心理師、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師又は保育士のいずれかの資格を有する者

(2) 事務及び窓口対応職員

(3) その他

発達にかかる心理検査等を実施する場合は、検査に応じた資格を有する者

(発達支援検討会)

第7条 受託者は、対象者に対する切れ目のない支援につなぐため、関係機関で構成する発達支援検討会（以下「検討会」という。）を設置するものとする。

2 開催は、年に2回程度とする。

3 検討会では、センター運営の検証、対象者の状態に応じた支援体制等について協議するものとする。

(利用料等)

第8条 運営事業を利用する際の対象者のセンター利用料は無料とする。

2 発達にかかる検査料については、対象者から負担を求めることができる。ただし、5歳児健康診査、就学相談会及び園巡回支援において検査料は徴収しない。

(事業報告)

第9条 受託者は次のとおり事業の報告を行うものとする。

1 每月終了後、翌月10日までに利用状況についての実績報告書を市へ提出する。
2 年度終了後、4月30日までに当該年度の利用状況及び収支状況等を記載した事業報告書を市に提出する。

(遵守事項)

第10条 受託者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従事者の勤務体制、職務環境、相談方法等を定めておかねばならない。

2 受託者は、従事者の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。
3 受託者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、市及び家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
4 受託者は、従事者、会計、利用者等に関する記録を整備し、サービスの提供から5年間保存しなければならない。ただし、市がシステム等を導入した場合は、市の定めに従うものとする。
5 受託者及び従事者は、業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。受託期間が終了した後も同様とする。
6 受託者及び従事者は、常に対象者等への合理的配慮の提供に努めなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月19日から施行する。